

報告第 24 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記

専決第 14 号 令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）

令和4年12月 5日提出  
上富田町長 奥田 誠

専決第 14 号

## 令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）

令和4年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,637,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年10月 4日専決

上富田町長 奥 田 誠

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	繰入金	272,502	600	273,102
	1 一般会計繰入金	269,263	600	269,863
	歳入合計	1,636,801	600	1,637,401

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	42,466	600	43,066
	1 総務管理費	37,639	600	38,239
	歳出合計	1,636,801	600	1,637,401

第2表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
訴訟業務委託料	令和5年度～ 令和6年度	1,500



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰入金	272,502	600	273,102
歳入合計	1,636,801	600	1,637,401

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 42,466	千円 600	千円 43,066
歳 出 合 計	1,636,801	600	1,637,401

補正額の財源内訳			
特 定	財	源	内訳
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		600	0
0	0	600	0

## 2 歳 入

7 款 繰入金

600千円

1 項 一般会計繰入金

600千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 その他一般会計繰入金	42,962	600	43,562
計	269,263	600	269,863

## 3 歳 出

1 款 総務費

600千円

1 項 総務管理費

600千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	37,639	600	38,239			600	
計	37,639	600	38,239	0	0	600	0

節		説	明
区 分	金 額		
2 事務費繰入金	千円 600	事務費繰入金	千円 600

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 600	訴訟業務委託料	千円 600